

資格登録停止措置の概要

- 資格登録停止措置業者名
株式会社赤井建設(富山県射水市海老江七軒1491)[1000023284]
- 資格登録停止措置の期間
令和5年9月19日 ~ 令和5年10月18日(1ヶ月)
- 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
- 事実概要
当該資格登録者は、国立大学法人発注の建築一式工事の施工にあたり、建設業法第3条第1項第2号で規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請として、政令で定められた総額6,000万円以上(建設業法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第353号)による改正前の建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第2条ただし書に規定する額)の下請契約を締結したため、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年7月13日に富山県知事より指示処分を受けた。
- 資格停止措置理由
資格登録者である上記事業者が、建設業法の規定に違反して、富山県知事より指示処分を受けたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第10号(建設業法違反)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 10 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事・調査等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)